破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２８９号
函館市深堀町18番８号
債務者　高橋　裕司
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３０２号
北海道茅部郡森町字砂原６丁目９番地２
債務者　平井　直也
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２６０号
千葉県四街道市めいわ１丁目８番８号（エスポワールオオカワＢ102）
債務者　岡安　裕之
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２６１号
千葉県四街道市めいわ１丁目８番８号（エスポワールオオカワＢ102）
債務者　岡安　厚子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第９８０号
さいたま市浦和区大東１丁目36番12号　スターコーポ202、旧住所さいたま市浦和区木崎５丁目24番24号　テラスハウスＡ
債務者　伊原　優子（旧姓檜井）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９９４号
埼玉県川口市芝３丁目15番10号　川口第２寮、旧住所埼玉県川口市芝４丁目８番７号Ｍハイツ202号
債務者　上田　良子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７４号
埼玉県川口市戸塚東２丁目５番28号
債務者　前野　純子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
愛知県刈谷市築地町３丁目30番地１　雁ヶ音マンション108号
債務者　井上　攝子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２１号
愛知県豊田市宮上町６丁目118番地９　ハイヴィレッジ明日香Ｂ―106号
債務者　**菅**　那由多
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
愛知県みよし市福谷町阿弥陀堂７番地　県営福谷住宅２棟603号
債務者　内池トシユキこと　ＵＴＩＩＫＥ　ＴＯＳＨＩＹＵＫＩ
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３４号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字立石４番地１３―Ｄ、前住所愛知県岡崎市栄町４丁目62番地　アーバンライフ栄105
債務者　後藤　明美
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０９０号
埼玉県北本市宮内１丁目87番地１　ＭＫマンション102
債務者　小野島久美
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２１号
埼玉県戸田市川岸２丁目５番32―305号
債務者　白木　雅史（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東３丁目13番地３
債務者　横山　　眞
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４６７号
埼玉県越谷市北越谷１丁目15番７号　北越谷マンション102
債務者　瀬戸口隆之（旧姓田河）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４６８号
埼玉県越谷市北越谷１丁目15番７号　北越谷マンション102
債務者　瀬戸口未来
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４７３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩1098番地３
債務者　服部　有宏
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係